

四日市市上下水道局告示第9号

地方公営企業法第33条の2（昭和27年法律第292号）において準用される地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、四日市市水道事業会計規程（平成5年四日市市水道局管理規程第4号）第8条の3第3項の規定、四日市市下水道事業会計規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第4号）第6条の3第3項の規定に基づき、告示する。

令和7年3月25日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地

四日市市水道サービスグループ

三重県四日市市栄町8番9号203号

2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入

水道事業会計

款	項	目	節
水道事業収益	営業収益	給水収益	水道料金
		その他営業収益	材料売却収益
			手数料
		工事負担金	
	営業外収益	雑収益	賃貸料
			不用品売却収益
			その他雑収益
特別利益	過年度損益修正益	過年度損益修正益	
資本的収入	固定資産売却代金	車両運搬具売却代金	車両運搬具売却代金

下水道事業会計

款	項	目	節
下水道事業収益	営業収益	下水道使用料	下水道使用料
		その他営業収益	手数料
			雑収益
	営業外収益	雑収益	賃借料
			不用品売却収益
その他雑収益			

	特別利益	過年度損益修正益	過年度損益修正益
資 本 的	負担金及び分担金	受益者負担金	受益者負担金
収 入	固定資産売却代金	固定資産売却代金	車両運搬具売却代金

農業集落排水事業会計

款	項	目	節
農 業 集 落 排 水 事 業 収 益	営業収益	農業集落排水使用料	農業集落排水使用料
	営業外収益	雑収益	賃借料
			その他雑収益

- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和7年3月24日

- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和7年4月1日

- 5 公金事務の委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(上下水道局管理部お客様センター)